

# 介護休業制度について

# 介護休業と介護休暇

## 【介護休業】

対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。有期契約労働者（パート、アルバイト、派遣など）も一定の要件を満たせば取得できます。

※ 介護休業を取得した場合、雇用保険から賃金月額の67%相当額の介護休業給付金が支給されます。

## 【介護休暇】

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続、ケアマネジャーとの打ち合わせなどを行うために、年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日）まで、1日または時間単位で休暇を取得できます。

# 働きながら介護をするための制度

## 【短時間勤務等の措置】

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。勤め先によって利用できる制度が異なります。

例) 短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤制度、介護費用の助成措置等。

## 【所定外労働の制限（残業免除）】

介護が終了するまで、残業を制限することができます。

## 【時間外労働の制限】

介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。

## 【深夜業の制限】

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。